生涯未婚率は二〇一五年の段階で男性23・4%、女性14・1%にまで上昇している。 するのだろう」と思えるような状況があった。しかし、現在の日本は、晩婚化・非婚化社会といわれ、 が、一九八○年代までは結婚していない人の割合が5%に満たず、若者は漠然と「いつかは自分も結婚 かつて、日本社会は「皆婚社会」だと言われていた。実際にすべての人が結婚していたわけではない

結婚を批判する人もいる。そもそも結婚を望む以前に、同性同士など、現行では法的な結婚から排除さ 誰もが結婚を望んでいるわけではない。結婚をする意思を持たない人もいるし、戸籍制度や制度的な

れている人々もいる。

*

みよう。慣例的に、結婚の報告のために、双方あるいは一方の親を訪問するカップルは少なくない。カ ともあれ、このような晩婚化・非婚化社会のなかで、結婚の意思を固めたカップルがいると想像して

i

ップルからの報告や挨拶ではなく、親に結婚の「承諾」を受けるための訪問だと考えている人もいるか

はうまくいくだろうかといったことが、頭のなかを巡っているだろう。 側もまた、自分の親が何か失礼なことを言わないだろうか、恋人が緊張していないだろうか、親と恋人 だろうかといったことが頭に浮かび、期待と不安を抱きながら、恋人の実家を訪問する。親に紹介する 親に紹介される側は、恋人の親はどんな人物だろうか、気に入ってもらえるだろうか、 仲良くできる

されたことがあり、すでに顔見知りの場合もあるだろう。 そして、親とカップルが挨拶を交わし、お互いに自己紹介をする。もちろん、過去に恋人として紹介

ば、カップルの目的は達成されたことになる。 といったことを尋ねられるだろう。ぎこちない会話であっても、ひとまず、結婚の「容認」が得られれ いて質問されるかもしれない。娘/息子のどこが気に入ったのか、どうして結婚しようと思ったのか、 親からは、幼少のときの娘/息子のエピソードを聞かされるかもしれないし、 出会いのきっかけにつ

れない。「気に入らない」ことがあって、結婚を考え直せと子どもに強く言うかもしれない。 しかし、恋人が帰ったあとで、親は表情を変えて「あの子の身元は調べたのか」と聞いてくるかもし

なかには、 あなたとうちの子が結婚するのには反対だと、本人に面と向かって言う場合もあるかもし

れない。

ii

だから」という場合である。「部落出身者に対する結婚差別」とか「婚姻忌避」、あるいは単に 本書が主題としているのは、このような親による結婚の反対のうち、その理由が「相手が部落出身者

別」と呼ばれてきた問題である。

していくのか、そのプロセスを丹念に記述することが本書の中心的な課題である。 本書の目的は、結婚差別問題が生じたとき、カップルと反対する親との間で、どのような対立や交渉 あるいは決裂が生じるのかを描くことである。とくに、恋人たちがいかにしてその問題を解決

人々や、結婚差別を受けたカップルをサポートした人々に話を聞いた。 その課題を明らかにするための方法は、聞き取り調査である。実際に結婚差別を受けた経験のある

も重いものであり、 れた作文や「生い立ち」の語り、ルポルタージュ、インタビューなどが無数にある。数え切れない の体験談が存在すること自体、この問題の深刻さをあらわしている。そして、その一つひとつが、とて 結婚差別体験の聞き取りや、体験した本人による手記は、それほどめずらしくない。 そこから教えられることは少なくない。 識字教室で書か

これらの体験に通底するものについて分析するといった試みは、 意外なほど行われてこなか

った。

結婚相手が同和地区出身者だったとき」など、仮定の状況を想定したものであり、 自治体による、 また、部落出身者への結婚差別を扱った学術的研究も、それほど多くない。先行研究の中には、 市民を対象とした人権意識調査の分析も含まれるが、これらの調査は、「もしあ 結婚差別の「実態 なたの 国や

どなかった。 向かったり、 結婚差別問題が生じたとき、実際にどのようなやりとりがなされ、どのようなプロセスを経て容認に 本書は、そのプロセスに注目した実証的研究である。 あるいは破談に終わるのかという、結婚差別のプロセスに着目した研究はこれまでほとん

そのものを研究しているわけではない。

*

本書の構成は、以下のとおりである。

別のルポルタージュ、行政の人権意識調査報告書、 第1章では 部落問題についての基本的な知識と現状について、簡単に述べた。第2章では、 部落問題研究における先行研究を整理した。 また、

配偶者選択に関する家族社会学的な研究について検討した。

プロセスを「うちあけ」「親の反対」「カップルによる親の説得」「親による条件付与」段階にわける。 第3章では 、結婚差別のひとつの事例を紹介する。そして、その事例にもとづいて、 結婚差別問題 0

第4章以降では、各段階ごとに分析をすすめる。第4章「うちあけ」では、交際相手が部落出身であ

理由で結婚に反対するのかを明らかにする。第6章「カップルによる親の説得」では、 ップルの行動について分析する。第7章「親による条件付与」では、結婚を容認した親が付与する交換 ることを「知る」段階について分析する。第5章「親の反対」では、結婚に反対する親が、どのような 親を説得するカ

条件について考察する。

問題について考える 相互作用のなかで、部落問題はどのように議論されるのだろうか。またその議論は、いつのまにか差別 結婚差別問題の一連のプロセスのなかで生じていることについて、総合的に分析する。 0 問題から「祝福」の問題へとずらされていくのだが、この祝福をめぐる攻防について考えてみたい。 第9章「結婚後差別」では、結婚差別を「乗り越えた」後、新たに形成された家族の中で生じる差別 第8章「結婚差別問題では何が争われているのか」では、第4章から第7章までの事例をふまえて、 親とカップルの

究がほとんどなく、結婚差別について、何か調べようと思ったときに、出会う書籍は限られているから この本を手にとるだろうと予測している。上述のように、結婚差別をまとまったかたちで扱った先行研 に書き下ろした。本書は学術的な研究であるが、実際に結婚差別に悩む人や、彼らを支援したい そして、最後の第10章「支援」は、本書のもとになった博士論文にはなかったパートで、本書のため 人も、

そのことに失望する人もいるのではないかと考えた。そこで、実際に支援の経験がある人や、結婚差別 この本を手にとったとき、結婚差別の現実だけが書かれていて、解決に向けた方策が皆無であったら、

のため、第10章は、学術的な内容というよりは、実践的な意味合いが強い。 た明確な提案はできないが、実践のヒントになると思われる語りを、できるだけたくさん収録した。そ を受けた経験のある人にお会いして、支援に関する聞き取りをおこなった。「こうすれば解決」といっ

「おわりに」では、本書で明らかにできなかった今後の課題についてまとめた。

*

る。 ている。 差別の存在があるのだ。法律には、部落差別の相談、教育・啓発、調査をおこなうことが明記されてい 二〇一六年末、「部落差別の解消の推進に関する法律」が国会で成立し、施行された。 本書が、 議員や参考人から、 今後の相談、教育啓発、調査についての、先行研究のひとつとして活用されることを願 結婚差別の事例が報告された。この法律が提起された背景のひとつには、 国会の審議で

注

* 1 婚のお金」「結納」「お祝いマナー」「挙式会場」と並んで、「結婚報告・親挨拶」の項目がある。その項目 挙式準備・結婚式情報の大手『ゼクシィ』のウェブサイトにある「結婚準備完璧マニュアル」には、「結

ナー違反! 気になるマナーOK&NG集」などの記事が並んでいる。結婚に際して、 安心かが分かる 親挨拶~準備編~』「当日の流れ&注意ポイント 親挨拶~当日編~」「常識のつもりが ページに移動する。そこには、「まずはこれだけは押さえたい!結婚報告の基本ルール」「何をしておけば をクリックすると、「い 別の言い方をすれば通過すべき関門となっていることがわかる。 い人選んだわね!とホメられる!結婚報告&親への挨拶あんしんマニュアル」 親への挨拶は重要 0

が、行政調査のデータを引用する場合、行政の調査報告書に従って、 場合にも同和地区という語が使われている。本書では、基本的には被差別部落という用語を使用している されず、 ではなく被差別部落の語が使用される可能性がある。 被差別部落はイコールではない。ただ、行政の施策や調査では、被差別部落という用語は基本的には使用 もとの被差別部落の範囲を超えて地区指定している場合がある。したがって、厳密にいえば、 指定を拒否した被差別部落もある。また、同和向け公営住宅を建設する場所を確保するといった理由で、 指定した地域で、 同和地区とは、 ではなく「部落」の語が使われるようになったため、今後は行政が行う調査等においても、 ただ、二〇一六年一二月に国会で成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「同和地 同和地区という語を用いていたため、この調査のように、被差別部落への忌避についてたずねる 同和対策事業特別措置法とそれに続く関連法において、行政が施策を行う対象地域として 被差別部落と重なるけれども、なかには地区指定をされなかったり、 同和地区という用語を用いる。 地元の 同和地区だけ 同和地区と 反対で地区

結婚差別の社会学 目次

	第 4 章	第 3 章		第 2 章	第 1 章
2 うちあけしなかったケース 67 5 部落出身同士 87 1 うちあけるか、うちあけないか 63 4 恋愛差別 84	うちあけ	2 結婚差別問題のプロセスで起こること 54 3 調査の概要 57 3 調査の概要 57 3 調査の概要 57 3 3 3 3 3 3 3 3 3	2 部落(同和)問題をめぐる意識調査・実態調査 20 4 配偶者選択論と結婚差別 34 1 結婚差別の膨大な記録 15 3 二○○○年代以降の研究 28	結婚差別はどのように分析されてきたか	2 部落差別はもうない? 5 3 近年の部落差別事象 8 1 部落問題とは何か・部落出身者とは誰か 1 3 近年の部落差別事象 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3

	第 7 章		第 6 章		第 5 章
2 栄さんのケース 16 4 条件付与にいたるさまざまなルート 17 1 1 1 3 条件の類型 165	親による条件付与161	3 人柄 14	カップルによる親の説得13	4 親の反対と交際の破局 110 1 2 ひとつの事例から 99 6 結婚に反対する理由 121 1 結婚差別と親 97 5 反対する親と縁を切る 118	親の反対

	第	第	第
	10	9	8
	章	章	章
4 部落問題と向き合う 251 6 その後をみすえた支援を 264 1 親との関係をどう考えるか 235 5 心理的なケア 259	支援233	1 祝福をめぐる攻防 175 4 「脱部落化」と「忌避の合理化」 191 2 「祝福」は不必要か 181 5 もちこされる差別 198 2 「親戚」「世間」の効力 187 5 もちこされる差別 198 2 「結婚後差別」のひとつのケース 203 6 親の態度変容の可能性 221 2 「結婚後に出身が明らかになったケース 208 6 親の態度変容の可能性 221 3 結婚後に出身が明らかになったケース 208 6 親の態度変容の可能性 221 2 「結婚後に出身が明らかになったケース 208 6 親の態度変容の可能性 221 2 「結婚後に出身が明らかになったケース 208 7 家族関係の安定と不安定 230	結婚差別問題では何が争われているのか

索引を考文献

vii 281

xiii 目 次

せん」いうてね。そういうふうに言いましたけどね。そのときに初めて、お互いに分かり合えたんちがいま て、「そんなこと、思ってたんですか」と。「反対されたいうことはわかってるけども、心の中には残ってま うたら、「謝りたい」と。結婚のときに反対したこと、謝罪してましたわ。そのときに、正行もね、涙流し う感じで。そやから、母親に会ったの、ほんのわずかですわ。 ただ、母がガンになって、もうあかんいうたときに、「一回、正行を連れて来い」、言いました。なんでい うちも、特に母親ね、猛烈に反対しましたから。母親に会うときは、正行は、もう恐る恐るついてくるい

すか。私の母の亡くなる寸前にね、一週間前でしたけど。

1 部落問題とは何か・部落出身者とは誰か

究や社会運動の場では、「部落出身者あるいは部落民とは誰か」ということ自体が、議論の的になって うな問題であり、 部落出身者への結婚差別について考察を進めていくのだが、そもそも、 部落出身者とは誰を指すのだろうか。実は、一九九〇年代以降、 部落問題に関する研 部落問題とはどのよ

なる。そして、それらの人々は食肉や皮革といった職業に従事しているだろうとみなされていた。それ れている)人であり、被差別部落とは近世の賤民が居住していた(とみなされている)場所ということに 暫定的に説明するなら、部落出身者とは、近世の賤民身分に系譜的な連続性をもっている(とみなさ いわゆる 「部落産業」という。

であった [井上1969]。実際には、近代を通じて漸次的に部落の人口の流出入は起こっていたので、こ この系譜的連続性、 地域的要素、そして職業の3つを「三位一体」と呼んだのが、歴史学者の井上清

特別措置法を経て、被差別部落は大きく変容し、次第に「三位一体」のリアリティは失われていった ごろまでは、このような認識にリアリティを持つことができた。 れら3つの要素が本当に分かち難く結びついていたのかどうかはともかく、一九六○年代から七○年代 だが、高度経済成長期と同 和 対策事業

[野口 2000a]。

部落外との「通婚」の増大があるという[同上]。つまり、父母ともに部落出身で、部落に居住し、い という自明性が失われていったのである。 わゆる部落産業に従事しているような人は次第に減少していったのである。つまり、 じた背景として、三位一体的部落が減少したこと、部落外への転出者の増大、部落内への転入者の増大 野口道彦によれば、部落と非部落の境界線が「錯綜化」し、「部落出身者とは誰か」とい 部落出身者が誰 う議

世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思いますか(○はいくつでも)」という、 和地区出身者を「見分ける」基準について、質問している。 大阪府『平成22年度 では現在、誰が「部落出身者」であるとみなされているのだろうか。ひとつデータを提示しよう。 人権問題に関する府民意識調査報告書』[大阪府2011]では、「問12 一般的 同

母の本籍地が同和地区にある」22・5% (一九七名)、「父母あるいは祖父母の出生地が同和地区であ (二六四名)、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」25・1% (二一九名)、「父母ある 「本人の本籍地が同和地区である」31・8% (二七八名)、「本人の出 複数回答で、回答者数八七四名中、「本人が現在、同和地区に住んでいる」41・4%(三六二名)、 生地が同 和地区であ え 30 · 2 %

る」22・1%(一九三名)、「本人が過去に同和地区に住んでいたことがある」19・2%(一六八名)、 職業によって判断している」13・5%(一一八名)、「その他」2・1%(一八名)、「わからない」20

7% (一八一名)、無回答・不明12・2% (一○七名) となっている。

ば、 重なっていることがわかる。3つの要素が揃っていなくても、そのうちのひとつかふたつを持っていれ つまり、同和地区出身者かどうかを決める基準は、系譜的連続性と地域的要素、職業の3つの要素と 同和地区出身者とみなされる可能性がある。

する側が、ある人を部落かどうか判断するときの基準は非常に恣意的であるという [野口 2000b]。 などによって、「間違って」差別されることがありうる。 例えば、部落出身者との交際、部落内や部落周辺部での居住、部落産業と考えられている産業への従事 ため、差別する側が「間違って」差別することがしばしばあり、 さらにいえば、3つのいずれの要素がなくても、部落差別を受ける可能性がある。野口道彦は、 誰でも部落差別を受ける可能性がある。

落差別への抗議を引き受けることで、差別の構造が解体されるのではないかと提案している。 能性を強くもっている人」と再定義し、「間違われた」人が、間違えるなと抗議をするのではなく、 口は、そこであえて、 ったり結婚をしない、食肉産業を避けるなどといった行為が、結果的に部落を排除することになる。野 部落差別の構造が維持されている。つまり、部落やその近くに住まない、部落出身者と友人や恋人にな そして、人々が「間違われそうなこと」を避けようとして、 戦略的に「部落民とは、部落民とみなされ差別された人、 部落や部落出身者から距離をとることで、 あるいは差別される

このように、「部落出身者」の定義は、現代の部落問題のあり方をダイレクトに反映している。

なる。被差別部落のイメージは、歴史的に形成されたマイナス・イメージおよびプラスのイメージが積 み重なってできあがっている。その中から、どのイメージを採用するのかは、人それぞれである。 また、人々が部落差別をおこなったり、部落を忌避したりする「理由」や「根拠」も、人によって異

「貧しい」「汚い」といった貧困にまつわる言説が生まれた[黒川 2016][上杉 2010][野口 2014]。 言説が採用される場合がある。また、近代化の過程において、「人種が違う」というレイシズム言説や、 例えば、「身分が違う」「家柄が違う」「穢れている」といった近世の身分制度に由来すると思われる

大正期の水平社運動の時代から、この言説は使用されている。 別に対する抗議活動への「犠牲者非難」として、「怖い」「暴力的」「危険」という言説もあらわれた。

「不当に特権を得ている」といった、「ねたみ意識」や「新しいレイシズム」と呼ばれる言説も生じた また、同和対策事業特別措置法以降、「部落だけがよくなってずるい」「かれらは要求ばかりする」

_藤田 1987] [高 2015] [Sears 1998] [Sears et al. 2000]。

ある [三浦 2009] [佐藤 2002a, 2002b]。 いるから避ける」「親から、行ってはいけないと言われていたから」といったリスクを回避する言説で そして、差別・忌避の「根拠」さえ示されない場合もある。「理由はわからないが、みんなが避けて

いうよりも、部落出身者が「差別される・忌避される」理由は答える人によって大きく異なるのだから、 このように、部落差別とは、「誰が」「なぜ」差別されているのか、非常にみえにくい問題である。と

そのような問いのたてかた自体、適当であるとは言えない。 理由こそが問われるべきだろう。 差別・忌避する人の「差別する・忌避す

2 部落差別はもうない!!

特措法の終了と前後して、二〇〇〇年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、二 の時期までをまるごと過ごした世代は、一九六〇年代半ば生まれから一九八〇年代半ば生まれに限られ て同和問題が挙げられている。しかし、特別措置法の終了の影響は小さくなく、 ○○二年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が出された。基本計画では、人権課題のひとつとし ある」と明記された。一九六九年に始まった特別措置法が二〇〇二年に終了するまでは、 のシフトがおこり、 九六五年に出された同和対策審議会答申では、同和問題は「国の責務であり、 あるいは学区でのばらつきはあるものの、 実質的には同和教育は縮小していった。特措法の時代に小学校入学から高校卒業 同和教育が比較的さかんに行われた時期であった。また、 同和教育から人権教育 同時に国民的課題で 都道府県や地

を教えている学校もあるが、 |国民的課題| といわれていたけれども、日本社会に暮らす全ての人が一定の知識を持ち、問題意識を 現在でも部落問題学習に力を入れている学校もあるし、 部落問題をよく知らないまま、 人権問題のジャンルのひとつとして部落問 小・中・高校を卒業した若者も少なくない。

持っているという状況には、ほど遠いのが現状である。

少なくない。また、西日本特有の問題であり、東京や関東地方にはないという認識を持っている人も 同和対策の時代から課題であったが、二〇〇二年以降、より深刻化している。 ったり、無関心になってしまうのも仕方がないかもしれない。このような「無知・無関心」 る [上川 2016]。だが、 教育は受けたけれども、 そして、学校教育の中で同和教育を受けた経験がなく、 学んだ経験がなかったり、過去の問題だと教えられれば、 封建時代の身分制度として習ったため、過去の問題であると考えている人々が 部落問題について全く知らない若者や、 部落問題を知らなか 0) 問題は、 同和

落差別の解消の推進に関する法律 ている。また、結婚差別問題は、後を絶たない。そのような状況への対処として、二〇一六年末に「部 そして、この間に、インターネット上での身元暴き、差別発言など、新たなかたちの部落差別が生じ (部落差別解消法)」が成立した。

から差別はなくならないんだから、取り組んでもムダ」といったものである。 の?」「みんなが黙ってたら、部落差別はなくなるんじゃないの?」「私は差別なんかしない」「世の中 回い ところで、部落問題に無関心であることを正当化したり、部落問題を避けようとするときに、 しが 用 61 . Б れる。「もう部落差別なんて、ないんじゃないの? 若い人はしない んじゃ 独特の

例えば、 部落問題 の入門書である『知っていますか? 部落問題一問一答 第3版』には、 以下のよ

うな質問が準備されている。

6

「今でも部落差別はあるのですか?」

「若い世代には差別意識はなくなってきていると思うのですが」

「私は差別などしないので、部落問題は関係ないと思うのですが…」 「学校で教えたりせずに、そっとしておけば自然になくなると思いますが…」

いずれなくなるという考え方(これは、「寝た子を起こすな」論と言われてきた)を強く否定している。 九六五年の同和対策審議会答申では、差別はなくならないという悲観論や、みんなが黙っていれば

いて発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない 同 .和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階に

題はこのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意で とは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、 したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決するこ 同和問

なお、悲観論と寝た子論は相互に否定しあう論理であることもつけ加えておこう。

きない [同和対策審議会 1965]。

一八七一年の、いわゆる「賎民廃止令」から一五〇年近く経過しているにもかかわらず、制度として

別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要」なのである。 はなくなったはずの差別が、近代的な形態に再編されながら存在している。だが、悲観論や寝た子論と いったわかりやすい枠組みに囚われるのではなく、部落差別解消法に明記されているように、「部落差

3 近年の部落差別事象

関する裁判や事件を概観しておこう。 部落差別解消法が成立した背景には、どのような事件・事象があったのだろうか。近年の部落差別に

戸籍謄本等不正取得事件

戸籍謄本等不正取得事件がある。この事件は、発覚の発端になった東京都の司法書士事務所の名称から、 まず、本書のテーマである結婚差別に関する事件に、二〇一一年一一月に発覚した司法書士らによる

「プライム事件」と呼ばれている。

謄本等のうち、半分程度が部落出身者かどうかの身元調査に利用されていたとされる。二人が実刑、四 員から提供された個人情報が、身元調査等に利用されていたというものである。 この事件は、不正請求された一万件におよぶ戸籍謄本等から得られた情報や、 携帯電話会社などの社 不正に取得された戸籍

人が罰金刑、二〇名が執行猶予となった。

まだにビジネスとして成り立つほどの規模でおこなわれているのだ。 採用や結婚の際、興信所・探偵社などを通じて相手の出身地や国籍などをさぐる「身元調べ」は、い

本人に交付したことを知らせる制度である。ただし、事前に登録が必要である。 登録型本人通知制度とは、市町村が第三者に対して住民票の写しや戸籍抄本・謄本を交付したときに、 拡大を抑止することができる。二〇〇九年に大阪狭山市からはじまり、現在は全国に広がりをみせてい て、万が一、不正であると疑われる取得があったとき、すみやかに事実を調べることによって、 近年、このような不正取得を防止するために、登録型本人通知制度を採用する市町村が増えてきた。 この制度の導入によっ 被害の

連続・大量ハガキ差別事件

め周辺住民にも送り、 の近くに危険な奴がいる。 い」「殺しても罪にはならない」といった差別的な内容のハガキ・手紙を送り続けた。さらに、「あなた る。二〇〇三年に、東京食肉市場に対して差別ハガキ・手紙が届いたのが、 以降、この事件の加害者は、被差別部落出身者や部落解放同盟の同盟員に対して、「えたに人権はな 東京を中心に日本全国に四〇〇枚以上もの差別的な内容のハガキや手紙等が送りつけられた事件であ 差別を煽った。また、 アパートから追い出せ」などといった内容のハガキを、 高額な書籍や教材などを部落出身者の名前を騙って注文し 事件の発端であった。 アパ] 1 0 大家はじ

電力会社に引越の手続きを申し込んだりした。

やがらせは悪質さを増していった。実在する人物の名前を騙り、熊本のハンセン病療養所の入所者 ハンセン病を差別する内容のハガキを送りつけるなど、 差別行為はエスカレートし、

年に懲役二年の実刑判決となった。 二〇〇四年に被疑者が逮捕され、脅迫罪、名誉毀損罪、私印偽造・同使用の罪で起訴され、二〇〇五 控訴はおこなわれず、 判決は確定した。

数は拡大していった。最終的に、被害者は一○○人に及んだ。

を入れた封書などを、直接ばらまくという事件も起きている。 なハガキを出すなどの類似の事件は、その後も各地で生じている。また、差別的な内容のビラや、それ 差別や誹謗中傷の文言を書いたハガキを部落出身者に送りつけたり、 部落出身者の名前を騙って悪質

ヤフー知恵袋差別記載事件などインターネット上の差別事件

狩りや屠殺など四本足の動物を殺す不浄な商売をしていました。そのため『四つ』とは暗に被差別部落 0 回答に対して、部落解放同盟東京都連合会品川支部による問題提起がなされた。このサイトは、 インターネットサイトの「ヤフー知恵袋」に書かれた、 が質問 ながら指で四を示したら、 インターネット上の差別的な書きこみや、 デマについてであり、「ベストアンサー」に選ばれたものは「……昔、被差別部落の人たちは犬 他の 利用者が回答するしくみになっている。質問は、「肉屋で『それ四つ下さい』などとい 裏方に連行され暴行・殺害されるというのは本当でしょうか」という根拠 部落の地名の問 差別的かつ根拠のないデマを含んだ質問. い合わせは後を絶たない。二〇一四年六月、 利 お よび

の人たちを揶揄する言葉になっていたそうです……その肉屋さんがこれに当てはまり、その発言をして そういった被害に遭われたケースがあり、うわさに変わったのではないでしょうか」と

いった内容で、質問者の書きこみの問題性を指摘するのではなく、むしろ補強する回答だった。

削除の措置が講じられた。 ておりません」と削除をせずに放置した。その後、要請を重ね、 側は、「……社内で慎重に検討致しましたが、現在のところ削除等の措置が相当との判 部落解放同盟東京都連合会と品川支部は、東京法務局と東京都人権部に削除要請を依頼したが、 最初の要請から二ヵ月半後にようやく 断 には ヤフ

削除に応じるかどうかはわからない。 除するためには、 インターネット上のQ&A形式の掲示板では、 一ケースずつ削除依頼をしなければならず、また、依頼をしたとしてもプロバ 部落の所在地を問うものが後を絶たない。これらを削 、イダが

情報等も公開した。現在、「自社」サイト上のリストなどは仮処分により削除されたが、ミラーサイト たり、twitter上で部落の地名をアップするなどした。また、 札された。その後、オークションに出品した人物は、 さらに、二〇一六年には、全国の被差別部落の一覧が、インターネット・オークションに 同じ内容のリストを「自社」サイトで無料配布 同時に部落解放運動団体の幹部らの個 出 品され

が作られているとされる。

水平社博物館前差別街宣事件

原告の水平社博物館に対して慰謝料一五〇万円を支払うよう命じた。被告は控訴せず、判決は確定して 博物館の前で、差別街宣をおこなった人物がいた。奈良地裁は、この男の行為を名誉毀損にあたるとし、 いる[部落解放同盟奈良県連合会 2011]。この男は、京都朝鮮学校への「襲撃」事件でも、懲役一年六ヵ また、被差別部落はヘイト・スピーチの対象にもなっている。二〇一一年一月、奈良県にある水平社 執行猶予四年の有罪となっている。

月・

もされているような、比較的よく知られている事件である。 以上、二〇〇〇年代から二〇一〇年代にかけての、代表的な事件について述べた。これらは新聞報道

態をよく知らないのに、「そっとしておけば自然になくなる」とか、あらゆる「差別はなくならない」 しろ、差別されても我慢しろと言っているに等しいのではないか。 のだから仕方がないと言い放つことができるのは、いずれも差別を受けている人に対して、泣き寝入り い」「知らなかった」ではなく、「もうない」「しない」と言ってしまえるのはなぜだろうか。差別の実 - 部落差別はもうない」という言説をしばしば目にする。 自分がよく知らないことについて、 「知らな この十数年の間も、このような事件がいくつも生起しているにもかかわらず、第2節で述べたように

別は決してなくならない」と簡単に「言えてしまう」ような、マジョリティとマイノリティの非対称性 実際に差別問題があるにもかかわらず、「もうない」「私はしない」「そっとしておけばなくなる」「差

注

- * 1 「はじめに」の注2で述べたように、この大阪府の調査でも、 部落出身者ではなく、 同和地区出身者の語
- が使われているが、この場合もほぼ同義として使用されている。
- * 2 この調査は、二○一○年一一月に大阪府内に居住している満二○歳以上の男女二○○○名に対して行った 調査である。調査票は郵送で、有効回収率は45・2%であった。
- ***** いる。 前近代の身分呼称を用いた差別表現である。ここでは、差別ハガキに使用された文言をそのまま記載して
- 例えば大阪府では、差別的な内容のビラー八〇〇枚を部落解放運動団体の幹部に郵送したり、部落内の集 合ポストに投函した男に対し、二〇一六年四月、 大阪簡裁が侮辱罪で略式命令を出した。差別ハガキなど

の事件については、[齋藤 2016] を参照。

*

4